

令和6年10月三芳町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年10月25日(金) 午後3時00分～午後3時45分

2. 開催場所 三芳町役場 201会議室

3. 出席委員 11人

会長	長谷川 清行
会長職務代理	古寺 貞雄
委員	島田 裕康
	矢島 秀信
	鈴木 浩之
	清水 高広
	武田 修二
	鈴木 孝史
	高山 誠二
	井田 周
	田中 義行

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

議案第53号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定の件

議案第54号 農地法第3条の規定による農地所有権移転申請に対する審査の件

議案第55号 農地法第5条の規定による農地転用許可申請に対する意見具申の件

報告第42号 農地法第6条の2の規定による農地等の利用状況報告書受理の件(報告)

報告第43号 農用地利用集積等促進計画の認可の件(報告)

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 三浦 康晴 事務局次長 小林 豊明 主 幹 江田 直也

主 事 三浦 涼太 主 事 石原 柊 主 事 補 清水 大輝

6. 会議の概要

職務代理 それでは、三芳町農業委員会総会会議規則第6条により、出席委員が過半数に達しておりますので、ただいまより総会を開催いたします。
本日の議事における、議事録署名委員の指名については、議事録署名委員に1番島田裕康委員、2番矢島秀信委員を選任します。本日の議事における、会議書記には農業委員会事務局の三浦主事を指名いたします。それでは本日の提出議案案件について、事務局より概要説明を求めます。

事務局 議案第53号、1、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定の件、別紙のとおり
議案第54号、1、農地法第3条の規定による農地所有権移転申請に対する審査の件、別紙のとおり
議案第55号、1、農地法第5条の規定による農地転用許可申請に対する意見具申の件、別紙のとおり
報告第42号、1、農地法第6条の2の規定による農地等の利用状況報告書受理の件(報告)、別紙のとおり
報告第43号、1、農用地利用集積等促進計画の認可の件(報告)、別紙のとおり

令和6年10月25日提出
三芳町農業委員会
会長 長谷川 清行
以上でございます。

会長 議案第53号番号1について事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局より説明いたします。
1ページをご覧ください。
議案第53号は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の農用地利用集積計画による利用権設定の件となります。
番号1につきましては、
所在が〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇の計4筆となります。
所在につきましては、2ページから4ページの案内図、公図の写しをご覧ください。
登記簿地目、現況地目ともに畑であり、農振農用地となります。
面積は上から792㎡、870㎡、404㎡、1,119㎡の計3,185㎡であり、権利が使用貸借権の設定です。
貸人が〇〇〇〇、〇〇〇〇
借人が〇〇〇〇、〇〇〇〇
権利の始期と終期ですが、
令和6年10月1日から令和9年9月30日までの3年間となります。
なお、継続の利用権設定となります。
通常、始期が10月1日であれば9月の審議案件となり、9月10日に申請書類を提出していただくのですが、9月13日に書類が提出されました。
本案件につきましては継続の利用権設定であることも加味し10月1日始期のまま申請を受けております。内容に戻ります。
次に申請書に基づいて借人についてご説明します。
機械は、トラクター3台、耕耘機3台、トラック1台などを所有しており、農業を営む環境にあると判断します。労働力は申請者含め6名となっています。主たる経営作物は、かんしょ、枝豆、里芋となります。
農作業従事日数については、申請者は250日となっております。

事務局からは以上です。

会長 地元委員より補足説明をお願いします。

8番委員 20日に借人と共に現地を確認しました。継続の案件であるため、問題ないかと思われま。現地はさつまいもの作付けがされており、また近くに借人が所有している農地もあることから問題ないと思われま。ご審議の程よろしくお願ひいたします。

会長 議案第53号番号1について何か意見ございませんか。

異議なしの声がありましたので、決定とします。

議案第54号番号1について、事務局より説明をお願いします。

事務局 5ページをご覧ください。
議案第54号は、農地法第3条の規定による許可申請の件となります。
番号1につきましては、
権利が所有権の移転となっております。
所在が〇〇〇〇、〇〇〇〇の計2筆となっております。
所在につきましては、6ページから8ページの案内図、公図の写しをご覧ください。
登記簿地目、現況地目ともに畑となっており、農振農用地となっております。
面積は上から2,337㎡、473㎡の計2,810㎡となっております。
譲渡人は〇〇〇〇、〇〇〇〇
譲受人は〇〇〇〇、〇〇〇〇
となっております。
譲渡人の経営面積は2,810㎡、
譲受人の経営面積は35,914㎡
となります。
申請事由は贈与による所有権移転となっております。
続いて許可要件について説明いたします。
まず、農地をすべて効率的に利用しなければならない、
という全部効率利用要件について、
〇〇〇〇さんは、トラクター2台、トラック1台、耕耘機1台などを所有しており、
農業を営む環境にあると申請書より判断しております。
労働力は、申請者を含め2名と記載されております。
主たる経営作物は、人参、ジャガイモ、里芋となっております。
また、農作業の従事要件、年間150日以上に従事要件についてですが、
申請書によりますと2名満たしております。
事務局からは以上です。

会長 地元委員より補足説明をお願いします。

4番委員 先日、申請者に話を伺いました。申請地には秋人参などを植える予定とのことですが、現状は少し雑草が生えていますが、耕耘すれば問題ないと思われま。ご審議の程、よろしく願いいたします。

会長 議案第54号番号1について、何か意見ございませ。か。

1番委員 現地は図面で見ると接道がないように見受けられますが、周囲は譲受人が所有しており、そこから入るのでしょうか。

4番委員 畑は接道していません。道路と畑の間にある土地を譲受人が所有しており、その土地にトラクター等が畑へ抜けられるような通路が整備されています。そこを通過して申請地に向かうとのこと。です。

会長 他にご意見ありますか。
異議なしの声がありましたので、許可とします。

議案第55号番号1について、事務局より説明をお願いします。

事務局 9ページをご覧ください。
議案第55号は農地法第5条の規定による農地転用許可申請になります。
番号1につきましては、
権利が賃借権の設定となっております。
所在が〇〇〇〇の計1筆となっております。
所在につきましては、10ページから11ページの案内図、公図の写しをご覧ください。
登記簿地目、現況地目ともに畑となっており、農振農用地となっております。
面積が260㎡となっております。
貸人が〇〇〇〇、〇〇〇〇
借人が〇〇〇〇、〇〇〇〇
申請事由が、資材置場となっております。
詳しい土地の選定理由ですが、〇〇〇〇発注の道路改良工事(〇〇〇〇道路改良工事)の施工にあたり施工場所沿線に資材置場を確保したいとのことで、土地を探したところ、当該地以外に適地がなく、当該地の地権者から同意を得られため申請したとのこと。です。
詳しい土地利用計画図、雨水排水計画図、工程表につきましては、12ページから14ページをご覧ください。
続きまして、15ページの許可基準に基づきましてご説明いたします。
こちら立地基準につきましては、農地区分は農振農用地となります。
農振農用地の転用は原則不許可となっておりますが、許可相当とする理由として、不許可の例外規定である、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供

するために行うものであって、当該利用の目的を達成するうえで当該農地を供することが必要であると認められる、という規定がございますので、本件はこれに該当するため許可見込みがあると考えております。

また、一般基準についてご説明いたします。

資力および信用についてや申請後速やかに事業を実施する見込みがあるかどうか、などア～キについての基準について、添付の資料から支障がないと考えております。

次に周辺の農地に係る営農条件についてもア～エの基準について、申請書添付資料などで確認しておりまして、支障はないと考えております。

事務局からは以上です。

会長 地元委員より補足説明をお願いします。

12番委員 23日に現地を確認しました。大きな栗の木からまだ1、2年ほどの栗の木もありました。問題ないかと思われまます。ご審議の程よろしく願いいたします。

会長 議案第55号番号1について、何か意見ございませんか。

異議なしの声がでましたので、許可相当とします。

これよりは報告案件となるため、事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局よりご報告いたします。

16ページをご覧ください。

報告第42号番号1は、農地法第6条の2の規定による農地等の利用状況報告書受理の件です。

法人が農地を所有し、又は借り受け、耕作の事業に供しているときは、毎年、事業の状況等について農業委員会に対して報告しなければならないこととなっております。

17ページから22ページの別紙1をご覧ください。

総筆数105筆、総面積189,547.94㎡となっております。

こちらは、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画、いわゆる利用権設定の農地中間管理機構転貸方式での使用貸借となっております。

貸人が〇〇〇〇、〇〇〇〇

借人が〇〇〇〇、〇〇〇〇となっております。

つづきまして、23ページの別紙2をご覧ください。

こちらは、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画、いわゆる利用権設定による使用貸借権の設定です。

〇〇〇〇については

貸人が〇〇〇〇、〇〇〇〇

借人が〇〇〇〇、〇〇〇〇となっております。

権利の始期と終期は令和3年1月1日から令和7年12月31日までの5年間となります。

〇〇〇〇が借りている農地の全体図、案内図は24ページから35ページをご覧ください。

なお、こちらの利用状況報告書につきましては届出受理済であり、業務執行役員又は重要な使用人の年間従事日数や現況の農地の管理状況については報告書及び現場確認にて問題ない旨確認済みでございます。

16ページをご覧ください。

報告第42号番号2は、

所在が〇〇〇〇の計1筆となっております。

所在につきまして、36ページの案内図をご覧ください。

登記簿地目、現況地目ともにすべて畑となっており、農振地域となっております。面積が2,076㎡となっております。

こちらは、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画、いわゆる利用権設定による賃借権の設定となっております。

貸人が〇〇〇〇、〇〇〇〇

借人が〇〇〇〇、〇〇〇〇となっております。

権利の始期と終期は令和5年10月1日から令和15年9月30日までの10年となります。

こちらの利用状況報告書につきましても届出受理済であり、年間従事日数や農地の管理状況については確認済みでございます。

37ページをご覧ください。

報告第43号は、農用地利用集積等促進計画の認可の件となっております。

この案件は、令和6年7月の総会にて農地中間管理機構を通しての貸し借りをを行う件で審議を行い、決定をいただきました。その後、農地中間管理機構から借り受ける方が決定し、県から認可の上、公告がなされたことについて、農業委員会あてに通知がありましたのでこの場でご報告するものです。

番号1につきましては、

所在が〇〇〇〇の1筆となります。

所在につきましては、38ページから39ページまでの案内図、公図の写しをご覧ください。

登記簿地目、現況地目ともに畑であり、農振農用地となります。

面積は3,379㎡であり、権利が使用賃借権の設定です。

貸人が〇〇〇〇、〇〇〇〇

借人が〇〇〇〇、〇〇〇〇

権利の始期と終期ですが、

令和6年10月1日から令和12年9月30日までの6年間となります。

37ページをご覧ください。

番号2につきましては、

所在が〇〇〇〇の1筆となります。

所在につきましては、40ページから41ページまでの案内図、公図の写しをご覧ください。

登記簿地目、現況地目ともに畑であり、農振農用地となります。

面積は691㎡であり、権利が使用貸借権の設定です。

借人が〇〇〇〇、〇〇〇〇

権利の始期と終期ですが、

令和6年10月1日から令和16年9月30日までの10年間となります。

公告日はどちらも令和6年9月27日となっております。

事務局からは以上です。

会長

以上で、本日の提出議案はすべて終了しました。

最後に、事務局に申し伝えます。本日すべての議事が議決となりました。議案の議決文を作成し、本日の議案書とともに保管してください。

上記会議の顛末に相違がないことを証明するため、署名する。

令和 7 年 2 月 25 日

議長 長谷川 清行

署名委員 島田 裕康

署名委員 矢島 秀信